○近畿地方整備局告示第百四十八号

平成二十九年八月十一日付けで、次のように道路の区域を変更するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年八月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月十日

近畿地方整備局長　池田　豊人

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
和歌山県東牟婁郡太地町大字森浦字汐入五五一番五一地先から同町大字森浦字汐入五五一番五四地先まで	前	一八・〇七～五〇・九二	〇・〇七〇	
	後	一八・〇七～五〇・九二	〇・〇七〇	

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局紀南河川国道事務所

○中国地方整備局告示第六十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年八月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月十日

中国地方整備局長　川崎　茂信

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
鳥取市千代水一丁目一二一番から同市気高町八束水字鶴木谷七五五番一まで	前	A 八・五〇～一二四・〇〇	一七・三三二	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B 一〇・八〇～二四五・〇〇	一九・三六〇	
	後	A 八・五〇～一二四・〇〇	一七・三三二	
		B 一〇・八〇～二四五・〇〇	一九・三六〇	

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局鳥取河川国道事務所

○中国地方整備局告示第六十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年八月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月十日

中国地方整備局長　川崎　茂信

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十四号及び百八十四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
島根県飯石郡飯南町下赤名三二八番六から同町下赤名三〇七番一まで	前	一一・二二～一一・八四	〇・〇二三	
	後	一一・六一～一五・五七	〇・〇二三	

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局松江国道事務所

○中国地方整備局告示第六十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年八月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月十日

中国地方整備局長　川崎　茂信

(一) 路線名　五十四号及び百八十四号

(二) 供用開始の区間　島根県飯石郡飯南町下赤名三〇七番一〇から同町下赤名三〇七番一まで

(三) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局松江国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年八月十日

○九州地方整備局告示第百四十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年八月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月十日

九州地方整備局長　増田　博行

(一) 路線名　二百二十四号

(二) 供用開始の区間　鹿児島市桜島赤水町一二〇一番一から同市桜島赤水町八七四番一まで

(三) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年八月十日

○九州地方整備局告示第百五十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年八月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月十日

九州地方整備局長　増田　博行

(一) 路線名　十号

(二) 供用開始の区間　霧島市隼人町真孝字松山二〇二七番四から同市隼人町真孝字西浜田二六三〇番一まで

(三) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年八月十日

○北海道開発局告示第百四十六号

次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年八月十日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月十日

北海道開発局長　和泉　晶裕

路線名　北海道横断自動車道黒松内北見線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
北海道常呂郡訓子府町字開盛三二六番四地内	前	一二〇・九九～一二六・一八	〇・〇〇八	
	後	一二一・〇四～一二八・九〇	〇・〇〇八	
北海道常呂郡訓子府町字開盛三〇六番四から同町字開盛一八四番一まで	前	一四・五二～八七・五一	〇・二六九	
	後	一四・五二～八七・五一	〇・二六九	
北海道常呂郡訓子府町字協成二二七番二から同町字協成二二八番八まで	前	五九・四一～七六・七三	〇・〇七九	
	後	四三・〇〇～七五・五三	〇・〇七九	
北海道常呂郡訓子府町字協成一〇〇番一から同町字協成九九番一まで	前	四五・四〇～六〇・九六	〇・〇五二	
	後	三五・九七～六〇・〇六	〇・〇五二	

図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

○北海道開発局告示第百四十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年八月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月十日

北海道開発局長　和泉　晶裕